

令和 7 年 3 月 2 7 日

市政記者クラブ 様

名古屋市交通局 営業本部
総務部 人事課 中川 (9 7 2 - 3 8 2 1)
電車部 運輸課 杉山 (9 7 2 - 3 8 5 1)

職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要	令和 6 年 6 月から 8 月の間に無賃乗車を計 3 6 回行ったもの。バス・地下鉄割引連絡通勤定期券を自宅に忘れた、または市バスを利用する家族に貸していたときに、乗車券を購入せず、地下鉄に乗車した。 なお、被処分者は過去に 2 度、懲戒処分を受けていた。
2 被処分者	交通局運輸主事
3 処分内容	免職
4 処分年月日	令和 7 年 3 月 2 7 日
5 管理監督責任	交通局課長級 部長口頭厳重注意 交通局課長補佐級 (2 名) 部長口頭厳重注意

(参考) 持参人方式について

名古屋市交通局のバス・地下鉄割引連絡通勤定期券は市バス部分のみ持参人方式のため、記名人 (定期券所有者) 以外の方の利用も可能。